

平成25年10月1日

株式会社 山陰合同銀行

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構との パートナー協定締結について ～老朽・低未利用不動産の再生促進支援を強化～

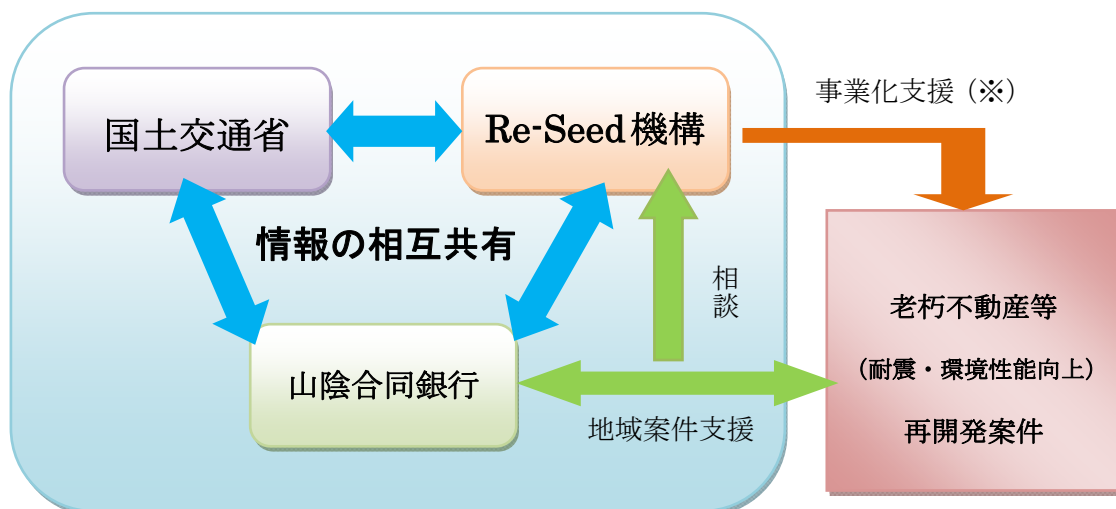
山陰合同銀行(頭取 久保田 一朗)では、本日、平成25年10月1日(火)に国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構(以下「Re-Seed 機構」という。)との間で、『改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定』(以下、「本協定」という。)を締結いたしましたのでお知らせいたします。

国土交通省は、老朽不動産の耐震改修や環境性能に優れた建築物、高齢者向けの施設への建替えなど、不動産のバリューアップを推進していくため、「耐震・環境不動産形成促進事業」を創設されました。また、老朽不動産の再生事業に適した不動産証券化手法である不動産特定共同事業をさらに促進するため、「不動産特定協同事業法」を改正しました。

当行は、本協定に基づき、国土交通省及びRe-Seed 機構と連携し、地域における老朽並びに低・未利用不動産について、耐震性能もしくは環境性能において優れた機能を有する不動産への整備を支援してまいります。

本事業の推進により、地域に必要とされる優良不動産の形成を促進し、地域開発及び街づくり等を通じた地域活性化につながる取り組みを積極的に支援してまいります。

【連携イメージ】



※Re-Seed 機構は、不動産開発実績のあるファンドマネージャー (FM) へ情報提供等を行い事業化を支援。